

平成11年7月21日

厚生科学審議会先端医療技術評価部会・出生前診断に関する専門委員会「母
体血清マーカー検査に関する見解」についての通知発出について

標記見解については、本年6月23日に開催された同専門委員会において、とりまとめられたところであるが、本日、別紙の通り、厚生省児童家庭局長から、都道府県知事、政令市市長、特別区区长、日本医師会会長、日本産科婦人科学会会長及び日本母性保護産婦人科医会会長宛に通知を発出したものである。

照会先:厚生省児童家庭局母子保健課

(別紙)

児発第582号
平成11年7月21日

都道府県知事
各 政令市市長 殿
特別区区长

厚生省児童家庭局長

厚生科学審議会先端医療技術評価部会・出生前診断に関する専門委員会
「母体血清マーカー検査に関する見解」について

母子保健事業の推進については、かねてより特段のご配慮を煩わしているところであり、深く感謝申し上げます。

さて、母体血清マーカー検査については、近年急速に普及しているが、この検査に関する事前の説明が不十分であることなどから妊婦に誤解や不安を与えていること等が指摘されており、早急な対応が求められているところである。このため、平成9年7月から厚生科学審議会先端医療技術評価部会において、この問題を含む生殖補助医療についての検討を開始し、平成10年10月には、この問題を集中的に審議するため、同部会に「出生前診断に関する専門委員会」を設置し検討を行ってきたところであ

る。今般、同委員会のこの問題に関する検討報告として、別添の通り「母体血清マーカー検査に関する見解」が取りまとめられたので、周知することとしたものである。本見解の主旨は、母体血清マーカー検査には、十分な説明が行われていない傾向があること、胎児に疾患がある可能性を確率で示すものに過ぎないこと、胎児の疾患の発見を目的としたマススクリーニング検査として行われる懸念があることといった特質と問題があること等から、医師は妊婦に対し本検査の情報を積極的に知らせる必要はなく、本検査を勧めるべきでもないというものである。

各都道府県、政令市、特別区におかれては、御了知の上、管下市町村、関係団体、医療機関等に本見解を周知するとともに、医療機関等が本見解を踏まえ、適切に対応するよう指導方よろしく願います。

また、同委員会においては、羊水検査、絨毛検査等、その他の出生前診断についても、十分な説明に基づく同意を得て行われる必要があるとの意見が出されたことから、医療機関等がその他の出生前診断についても適切に対応するよう指導方よろしく願います。

児発第583号

平成11年7月21日

日本医師会会長

日本産科婦人科学会会長 殿

日本母性保護産婦人科医会会長

厚生省児童家庭局長

厚生科学審議会先端医療技術評価部会・出生前診断に関する専門委員会
「母体血清マーカー検査に関する見解」について

(以下文面は 第582号に同じ)